

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

(1) 広島市障害者計画の基本理念等

広島市障害者計画は、平成23（2011）年12月公表の市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」を踏まえるとともに、障害者、高齢者、子どもなど世代や背景の異なる全ての人々が、主体的に人と人とのつながりを育むことにより、暮らしにおける安心感や生きがい、さらには地域の豊かさを共に生み出す「地域共生社会」の実現を目指し、次の「基本理念」を掲げます。

【基本理念】

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。

<参考1>

市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」

（平成23（2011）年12月公表）※抜粋

3 「ワーク・ライフ・バランスのまち」の実現に向けた取組の方向性

(3) 福祉の充実

（略）

- また、障害のある人もない人も、全ての市民が社会のあらゆる活動に自由に参画し、その能力を最大限に発揮するとともに、互いに人格と個性を尊重し、支え合うことが必要です。そのためには、障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している要因を取り除き、経済的な側面を含め、障害者が住み慣れた地域において、自己選択と自己決定の下、自立して生活できるように社会のバリアフリー化を推進するとともに、地域における障害者の自立支援に取り組みます。

<参考2>

基本理念における“自立”とは、

障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している社会的障壁が取り除かれ、経済的な側面を含め、必要な支援を受けながら障害者が住み慣れた地域において、自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に主体として参加できる状態です。

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

<参考3>

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）

厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（平成29（2017）年2月公表）

※抜粋

「地域共生社会」の実現が求められる背景

（略）

（「地域共生社会」の目指すもの）

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものである。

（略）

なぜ「地域」なのか

（地域の暮らしにおける安心感と生きがいを生み出す）

（略）

地域は、高齢者、障害者、子どもといった世代や背景が異なる人々が集い、ともに参加できる場である。地域づくりを進めることにより、あらゆる住民が生活における楽しみや生きがいを見出す機会を提供することができる。

（略）

多様な人々が「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合うことを通して、多様性を尊重し包摂する地域文化を醸成していくことができる。そして、これは、「制度の狭間」などの公的支援の課題を克服し、孤立を生まない地域社会を構築していくことにもつながっていく。

地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に支え合う取組を育んでいくことが、我が国に暮らす国民一人ひとりが、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会の実現に不可欠なのである。

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

(2) 広島市障害者計画の実施に当たっての基本的な視点

本計画の実施に当たっては、障害者権利条約や障害者差別解消法などの新たな法律を踏まえるとともに、国の障害者基本計画及び広島県の障害者計画の考え方や、前計画の残された課題等を参考に、基本理念実現のために全ての施策に共通する以下の3つの視点を意識して、計画に基づく各般の施策に取り組みます。

1 障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのないよう、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供により、差別を解消する取組を推進する。

障害や障害者に対するさらなる理解を促進するとともに、社会のあらゆる場面において障害のあるなしに関わらず、アクセシビリティが確保されるよう、「障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資する」という、障害者差別解消法の趣旨等を踏まえた具体的な取組による環境整備が必要です。

2 障害者のライフステージに沿って、住み慣れた地域や生活の拠点において自立して暮らせるよう、地域包括ケアの体制整備を見据えて支援を充実する。

日常生活において、地域でのつながりや支え合いのもとに、孤立せず、安心して生活できるよう、家族を含めた乳幼児期の支援から、障害者の重度化・高齢化や「親元からの自立」、「親亡き後」を含めた継続した支援を行うことが重要です。

また、安心した暮らしの前提となる防災や災害時の支援について、障害の特性に配慮した取組の充実が必要です。

このため、障害者、高齢者、子ども等を地域において包括的に支援する体制を整備することが必要です。

3 障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する。

障害者権利条約の背景にある「私たちのことを私たち抜きに決めないで」の考え方を踏まえて、障害当事者やその家族等の声を尊重するとともに、障害者が支援の「受け手」にのみなるのではなく、社会を構成する一員として役割を持ち、自己選択・自己決定により主体的に社会のあらゆる活動に参加し、活躍できる機会を拡大することが重要です。

特に、スポーツや文化・芸術の分野での活動について普及・振興するとともに、その価値を一層高めることを目指した支援が必要です。

また、就労については、それぞれの適性に合うよう幅広い職場や働き方から選択して、やりがいを持って働くことができるように支援することが必要です。

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

(3) 基本的な視点に基づく重点項目

基本理念を実現するため、本計画に掲げる幅広い分野の各事業・取組を鋭意推進する中で、特に、3つの基本的な視点に対応する重点項目を掲げて取り組みます。

1 「障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのないよう、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供により、差別を解消する取組を推進する。」に対応する取組

【差別の解消と権利擁護の推進】

障害や障害者への理解を促進し、「障害者権利条約」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」等についての一層の啓発を行うとともに、障害を理由とする差別の解消や虐待の防止についての取組を充実します。また、障害者差別解消のための、障害者差別解消条例（仮称）の制定に向けて検討をすすめます。

2 「障害者のライフステージに沿って、住み慣れた地域や生活の拠点において自立して暮らせるよう、地域包括ケアの体制整備を見据えて支援を充実する。」に対応する取組

【住み慣れた地域や生活の拠点での安心・安全な暮らしの確保】

乳幼児期から「親亡き後」や高齢になるまで、住み慣れた地域や生活の拠点で安心して暮らせるよう、切れ目のない相談支援や、施設等からの地域への移行支援等の福祉サービスの充実と質の向上に取り組みます。また、専門的な支援を要する医療的ケア児や重症心身障害児者について、一層の支援の充実を検討します。あわせて、支援を担う人材の確保にも努めます。

また、多くの障害者が抱えている災害時の不安を解消できるよう、地域での避難支援の取組を支援するとともに、障害の特性に配慮した情報提供や福祉避難所の質・量の確保を推進します。

これらを実現するために、障害者、高齢者、子ども等を地域において包括的に支援する地域包括ケアの体制整備に向けて検討します。

3 「障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する。」に対応する取組

【社会参加や就労による活躍の支援】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした、障害者スポーツの振興や文化芸術活動の促進など、それぞれの個性や能力が発揮できるよう、幅広い分野での障害者の活躍を支援します。

また、障害者が自ら働き方や職場を選択し、生き生きと活躍できるよう、職場開拓や定着支援などについて、関係機関と連携して取り組むとともに、本市における雇用の拡大に努めます。

2 広島市障害者計画の基本的な考え方

(4) 施策体系

基本理念を実現するためには、3つの重点項目に関する取組だけでなく、ソフト・ハード両面にわたる幅広い分野における取組が不可欠です。

本計画では、基本理念の実現に向け、広島市の障害者関連施策を網羅する6本の施策の柱を掲げます。その上で、各柱に関連する施策項目を整理し、具体的な事業・取組を展開します。

施策の柱及び施策項目については、前計画を踏襲しつつ、本計画の基本理念や基本的視点、重点項目を踏まえたものとしします。

| 基本理念 | 施策の柱 | 施策項目 |
|---|------------------------|--------------------------|
| 障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。 | 1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進 | (1) 虐待の防止と差別の解消の推進 |
| | | (2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進 |
| | | (3) 障害者主体の市民との交流の促進 |
| | | (4) 市民主体の活動等の支援 |
| | 2 安全・安心な生活環境整備の推進 | (1) 外出しやすいまちづくりの推進 |
| | | (2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援 |
| | | (3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進 |
| | 3 相談支援の充実 | (1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実 |
| | | (2) 権利や財産を守る取組の推進 |
| | 4 地域生活支援の充実 | (1) 福祉サービスの必要な量と質の確保 |
| | | (2) 保健・医療・リハビリテーションの充実 |
| | | (3) 支援を担う人材の確保 |
| | | (4) 情報・コミュニケーション支援の充実 |
| | 5 発達支援と教育の充実 | (1) 総合的な発達支援の充実 |
| | | (2) 自立に向けた教育の充実 |
| | 6 活躍支援の充実 | (1) スポーツ・文化芸術活動の促進 |
| | | (2) 総合的な就労支援の充実 |
| | | (3) 障害者雇用の拡大・定着 |